

# 千代川中学校コンピュータ・ネットワークガイドライン

このガイドラインは、下妻市立千代川中学校のコンピュータ・ネットワークの利用についての必要な事項を定め、生徒や教職員が適切に利用し、普段の学習におおいに活用するための校内規定である。

## 1 学校ネットワーク管理運営組織について

### (1) 総括責任者（学校長）

学校長は、総括責任者として学校ネットワークを経由する情報の発信・受信の形態、及びその内容に関して方針を立て監督を行うとともに、その職務を補佐または委任するための管理体制を組織する。

### (2) ネットワーク管理者

学校ネットワーク管理は、学校長、教頭、教務部、情報教育研究部があたるものとする。

## 2 ネットワーク利用に関する規定について

この規定は、本校においてコンピュータ・ネットワークの利用にあたり、従うべき事項を定めたものである。本校は、インターネット及びイントラネットの利用に際し、以下に定める規定に基づき、運用するものとする。

### (1) ネットワーク利用の原則

本校においてコンピュータ・ネットワークを利用するにあたっては、生徒の情報活用の実践力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、様々な教育活動の推進に寄与するよう努めなければならない。

① インターネットの利用は、原則として学術研究及び教育を目的とするものに限る。

② インターネットの利用にあたって、次の各行為は禁止とする。

ア 個人情報保護及び著作権等の法令に定める権利の侵害

イ ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為

ウ 他人を中傷、誹称する行為

エ 営利を目的とした行為

オ その他法令及び社会慣行に反する行為

③ 利用者がこの規定に反した場合は、ネットワーク管理者はその利用を停止または禁止することができる。

(2) 本校のネットワークを利用できる者は、次にあげる者とする。

① 本校生徒

② 本校教職員

③ 本校と提携して学術活動を行う者

④ 本校卒業生、保護者などで利用の必要性を認めた者

(3) インターネットの主な利用形態

インターネットの主な利用形態は、以下に定めるものとする。

① 情報発信及び受信

特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を学校のWebページに発信すると同時に、意見などを受信する。

② 情報検索・収集

学習に関連する情報を検索・収集する。また、関連する質問を送り、回答を得る。

③ 教材作成

授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材づくりに活用する。しかし、その際は十分に著作権に配慮しなければならない。

### 3 ホームページ作成・公開について

#### (1) 作成内容について

- ・公開する内容は、原則として学校長並びにネットワーク管理者の承認を必要とする。ただし、作成者により、公開する内容に問題がないと判断される場合には、画面上のチェック程度とする。
- ・本校の教育活動についての理解を促すための、学校・学年・部活動等の活動内容の公開を基本とする。
- ・情報公開にあたっては、以下の項目にあげる指導上知り得た秘密の遵守、個人情報の保護等に関して、十分配慮する。

##### ① 公開しないもの

- ・公的な帳簿及びその写し等の、公開されていないもの  
(成績, 健康診断等)
- ・個人情報保護の侵害となるおそれのあるもの  
(住所, 電話番号, 生年月日, 実名, 個人写真等)

##### ② 状況によっては公開するもの

- ・生徒写真, ただし個人名が特定できないものに限る。  
(学級の集合写真や校外学習, 学級紹介, 行事, 委員会活動, 部活動等)

##### ③ 公開にあたって、保護者の承認および、生徒本人の承諾により公開するもの

- ・生徒作品 (絵画, 工作等)
- ・公開されたデータによってトラブルが生じた場合には、ネットワーク管理者が協議し対処する。協議の内容については、職員会議等で明らかにする。

#### (2) リンクについて

##### ① リンクできるサイト

- ・公的機関

##### ② 状況によりリンクできるサイト

- ・ページ作成者 (生徒は除く) により教育的に有用と認められるサイト

##### ③ リンクしないサイト

- ・上記①・②に該当しないサイト

#### (3) 著作権

各ページの著作に関しては、全て千代川中学校が有するものとする

#### (4) その他

作成ページに関しては原則として、作成年月日、作成者氏名または組織名等、その著作権責任者を明示すること。

### 4 電子メール等の利用について

※ここでの電子メール等とは、電子メール、掲示板、チャット、ネットミーティング、メーリングリストへの参加を含んだ呼び名とする。

(1) 生徒の電子メール等の利用については、授業中の使用、授業に関連する使用を原則とし、それ以外の使用についてはネットワーク管理者の承認を必要とする。

(2) メールユーザーID、パスワードはネットワーク管理者が発行・管理する。

(3) 生徒の利用時は、担当教職員の監督の下で行うものとする。

(4) 電子メール等の利用にあたって、次にあげるものは禁止とする。

- ① ユーザーIDの校外への譲渡、貸与
- ② パスワードの校外への開示
- ③ 個人情報保護及び著作権等の法令に定める権利を侵害すること
- ④ ネットワークの運用に支障を及ぼすこと
- ⑤ 他人を中傷、詐称すること
- ⑥ 営利を目的とすること
- ⑦ その他法令及び社会慣行に反すること

- (5) 利用者が上記の禁止事項に反した場合は、ネットワーク管理者はその利用を停止または禁止することができる。

## 5 セキュリティについて

### (1) ファイヤーウォール

インターネットへの外部からの違法な侵入を防ぐための手段を必ず講じること。

### (2) 個人情報のセキュリティ

個人情報を保管するときネットワーク用ファイルサーバに保管するものとし、コンピュータの内蔵ハードディスク及び外部記憶媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等をいう。以下同じ。）に保存してはならない。ただし、校内管理責任者が教育活動、学習活動等のために必要があると認めるときは、パスワード保護機能を有する外部記憶媒体に保存することができる。

### (3) コンピュータウイルス

・常にコンピュータウイルス（コンピュータシステムの動作を妨害する目的で作成されたプログラムをいう。以下同じ。）等の発見、駆除及び予防に努めなければならない。

### (4) フィルタリング、レイティング

生徒による有害情報の閲覧を防ぐため、インターネットへ接続するコンピュータ及びサーバーには、有害情報を遮断するフィルタリング等の手段を必ず講じること。

### (5) 教師の指導

インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。また、ネットワーク上のエチケット（ネチケット）についても機会を設けて指導を継続していくこと。

#### <必ず指導しなければならない禁止事項>

- ・ SNS 等での誹謗中傷の内容や不適切な写真の投稿。
- ・ チェーンレター（不幸の手紙のようなもの）の禁止。
- ・ フレームメッセージ（激情的なメッセージ）を出さない、応えない。
- ・ 個人情報（名前、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、写真等）への配慮。
- ・ 広告行為・物の売り買いの禁止。
- ・ リムーバブルディスクやソフトウェア使用の制限（USBメモリーやCD-Rに入ったファイルを開いた瞬間にウイルスに感染する例がある。千代川中学校の全ネットワークが破壊されてしまう。）
- ・ アンケートに答えたり、投稿したりすることへの制限。

#### <コンピュータ室利用上の注意>

- 1 原則として制服着用で利用する。
- 2 常に清潔を心掛け、手洗いなどをしっかりする。
- 3 無断で電源を入れない。
- 4 教師用コンピュータには触れない。
- 5 椅子に座ったまま移動しない。
- 6 使用後は、椅子、マウス、キーボード等を定位置に戻す。

## 6 ガイドラインの見直しについて

学校教育におけるコンピュータ・インターネット利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、規定の見直しを行うものとする。